



住民の声を 町政に反映

町政懇談会特集号



町政懇談会特集号をお届けします。本年度の町政懇談会は、7月27日の八重原区から開催され、8月29日の鶴野内区で全区を終了しました。

町政懇談会は今年で11回目ですが、昨年から当日の午前中に現地を視察して区内の実情をは握したうえで午後から懇談する方式ですめています。

今回はほとんどの区で最高の出席者数を記録し、定刻に開会され

るなど町政に対する関心の深まりが感じられました。これも「人づくり運動」の成果といえます。

各区とも町長の町政概要説明、予算、決算の説明にひきつづいて懇談にうつりました。

皆さんからのご意見、ご要望などのうち回答できるものについては当日会場でお答えしましたが、問題によっては役場にもちかえり検討を加えたものもあります。

以上、各課ごとに報告します。

昭和52年 特集号 第317号

つづらをりはるけき山路登るとて

路に見てゆくりんだうの花 牧水

総務課関係

▼問(福瀬) 福瀬大橋の右岸橋台付近にある雑木が交通の障害になるのどんとか除去できないか。

▼答 地主さんが大変理解のある人で早速承諾していただきましたので関係地域の人たちに障害になる雑木について処分してもよい旨連絡しました。

▼問(同) 福瀬小学校上の地区にある町営住宅(二戸)と宅地の払下げはできないのか。

▼答 住宅は競争入札としますが、宅地については福瀬区に無償払下げします。このことは区長さんと話し合い、了解済みです。

▼問(同) 福瀬神社付近に防犯灯の設置はできないか。

▼答 防犯灯の設置については地元負担で施行していただき、毎月の電気料の二分の一を町で負担することになっていきます。

▼問(小野田) 役場職員の給与改定は、五十二年度も行なうのか。改定の財源はあるのか。

▼答 職員の給与が一般に比較して高いとの声もありますが、これは国家公務員に準じて支給しています。五十二年度も国の人事院勧告で改定率を示されていますが、十分検討して議会に提案します。

▼問(同) 給与は義務的経費ですから財源の確保に努力します。

▼問(同) 議会議員の報酬は改定されたが非常勤特別職(農委委員、区長など)の報酬改定はなされたか。

▼答 非常勤特別職の報酬改定は、議会議員など特別職の報酬改定の翌年度に行なう慣行があり、五十二年において平均十八%程度の改定を行ないました。

▼問(同) 山陰神社下の接岸道路は崩かいしつつあるが、まだ復旧されていない。どのような計画になっているのか。

▼答 災害復旧の対象になる可能性があるということで本年調査してもらいましたが、査定の対象にならないようです。五十三年度において検討します。

▼問(同) 小野田第一組合の消火栓には口径の合わないホースが配置されているので至急取替えてもらいたい。

▼答 区内の消火栓を点検のうえ、消火活動に支障のないように措置しました。

▼問(同) 地区老人クラブの視察旅行などに町のマイクロバスは貸与できないか。

▼答 町の自動車ですから有効に使っていただきたいのですが、運行中交通事故が発生した場合は町の責任になり賠償、補償など難しい問題が生じます。

▼問(同) それで町が計画した行事や町全体を代表する団体などのみ使用を認めることに制限することで区長の了解もうけています。

▼問(八重原) 大内原発電所の送電線鉄塔敷地の料の額が均衡である。基準を示してほしい。

▼答 このことについては九州電力株式会社日向営業所に要望しましたが、田畑など地目によって上下はあるそうです。借地料は全九州統一しているそうですが、内容は質問者の方へ直接回答することです。

▼問(同) 八重原測水所道路の入口にカー



山中にわけ入り 開発予定地の現地調査

▼問(同) このことは地元と九州電力株式会社宮崎調査事務所との話し合いで舗装のみ実施することで了解したとのことです。

▼問(同) テレビ共聴施設についてうかがいたい。

▼答 NHKは幹線工事についてのみ全額負担、各戸の引込み線は個人負担になっていきます。

▼問(同) 現在までの例からすると一戸あたり一万二千元から二万五千円の負担になっています。受益戸数は三十戸を標準にしています。また、町はNHKの負担残の二

分の一を助成します。

▼問(越妻) 児洗の橋口商店前に横断歩道を設置してほしい。

▼答 日向警察署が二回程現地調査を実施しましたが、歩行者も少ないようですし、緊急性もないようですから今しばらく検討させてほしいとのことです。

▼問(同) 黒松地区に飛出し注意とカーブミラーを設置してほしい。

▼答 日向警察署山陰警察官駐在所から公安委員会に対しカーブミラーについては取付申請をするそうです。飛出し注意は町の交通安全協会が設置する計画です。

ついて免税はできないのか。

▼答 軽自動車税の納税義務および税率は地方税法に定められており、本町の場合、法の規定による標準税率で課税しています。

▼問(羽坂) 固定資産税の土地の分について地目が変わっても手続きを知らな

いたため前の地目で課税されているものがあるの行政指導をしてほしい。

▼答 固定資産税を課税する土地の地目は現況となっています。

例えば、登記簿は宅地以外の地目であっても現在宅地として使用されている土地は宅地として課税されます。又逆の場合もあります。

自分の土地が何の地目で課税されているかは、役場に備えてある所有者別の名寄カードを閲覧すれば知ることが出来ます。

なお、毎年三月一日から三月二十日まで固定資産課税台帳の閲覧期間として、自分の名寄カードであれば無料で閲覧できます。

地目変更の手続きについては、農地やその他の土地で少し異なりますので、その都度指導します。

軽自動車税のうち、耕うん機に

が、これを実施することになりますと多額の調査費と専任職員が必要になりますので、今後充分検討することになります。

プロイラー鶏舎の評価は、施工材料を逐一調査し建設物価基準に基づいて算定します。

工費は、請負業者の見積りに基づいて決められることが多く、従って評価額と工費は必ずしも一致しません。

申し添えますが、プロイラー鶏舎の調査は、県税事務所のほうで行なっています。

▼問(同) 新築家屋の評価額が他の市町村より高いと思われる。また古材を使用した場合はどうなるのか。

▼答 家屋の評価は一定の基準に基づいて計算されるものであり、県下の統一を図るため毎年研修会が行なわれていますので、評価の方法については差はないと思われれます。また、古材を使用した場合、現在の建築方法では見分けができませんものもありますので評価に立会ってください。その結果、古材使用に係る減額分については減額することになります。

▼問(福瀬) 軽自動車税のうち、耕うん機に



この側溝は流れが悪くて...

企画開発課関係

▼問(八重原) 葬祭センター建設計画についてうかがいます。

▼答 この施設は一市二町(日向市・門川町・東郷町)の広域市町村圏事業で建設しますが、敷地面積は約六、七〇〇平方メートルで、すでに造成工事も完了しています。近日中に関係市町で最近建設さ

れた火葬場の先進地を視察し、その結果をまとめて慎重に検討を加え、昭和五十三年度に完成することになっていきますが、事業開始は昭和五十四年度になる予定です。

▼問(同) 東郷霊苑です。なお、施設名は「日向地区斎場」です。

▼答 地籍調査についてうかがいます

税務課関係

▼問(寺迫) プロイラー鶏舎に対する固定資産の評価額と工事費との相違があるが、これは同じになるのが本当ではないのか。

▼答 地籍調査は土地の基礎調査で土地に関する戸籍調査ともいうべき重要な仕事であり、現在関係機関とも事務的な打合せをしています

プロイラー鶏舎の評価は、施工材料を逐一調査し建設物価基準に基づいて算定します。

工費は、請負業者の見積りに基づいて決められることが多く、従って評価額と工費は必ずしも一致しません。

申し添えますが、プロイラー鶏舎の調査は、県税事務所のほうで行なっています。

▼問(同) 新築家屋の評価額が他の市町村より高いと思われる。また古材を使用した場合はどうなるのか。

▼答 家屋の評価は一定の基準に基づいて計算されるものであり、県下の統一を図るため毎年研修会が行なわれていますので、評価の方法については差はないと思われれます。また、古材を使用した場合、現在の建築方法では見分けができませんものもありますので評価に立会ってください。その結果、古材使用に係る減額分については減額することになります。

▼問(福瀬) 軽自動車税のうち、耕うん機に

が、これを実施することになりますと多額の調査費と専任職員が必要になりますので、今後充分検討することになります。

ついて免税はできないのか。

▼答 軽自動車税の納税義務および税率は地方税法に定められており、本町の場合、法の規定による標準税率で課税しています。

▼問(羽坂) 固定資産税の土地の分について地目が変わっても手続きを知らな

さつそく幅員の測定



建設課関係

▼問(寺迫)
向原ノ落鹿線の舗装計画はどうなっているか。

▼答
本年度から同路線の小学校そばの交叉点から落鹿の終点までを寺迫第二団体営農道舗装事業で小学校下から舗装を始めます。

▼問(同)
吉牟田ノ庭田線は幅員が狭いで、子供の登校時間帯である午前七時から八時の間、プロライターの飼料運搬大型車をこの路線に乗り入れないよう関係会社に申入れしてほしい。

▼答
その旨、飼料関係会社に申入れします。

▼問(同)
耕地災害復旧の町単独事業は十萬円までということだが、もう少し積極的な災害復旧対策をしてほしい。

▼答
耕地災害復旧は国と県の補助対象が十萬円以上の工事であり、十萬円未満のものについては町の単独補助事業で復旧工事ができることになっていきます。

▼問(福瀬)
県道人吉ノ日向線の東郷橋の幅員が狭い。この橋の改良計画は考

えられていないのか。

▼答
県道人吉ノ日向線のバイパスの計画が実現した場合は、東郷橋のことも併せて解決されると思えます。

▼問(同)
県道仲野原ノ美々津線の福瀬地区人家所在地は道路幅員が狭く危険度が高い。耳川寄りに路線変更計画は考えられないか。

▼答
路線からみた場合必要だと思えますので、今後関係方面に働きかけて努力します。

▼問(同)
県道仲野原ノ美々津線の福瀬神社下の測溝幅が広く深いので危険である。土木事務所に具申して危険防止をしてほしい。

▼答
ただちに土木事務所と協議します。

▼問(小野田)
町道の改良および舗装をする場合、測量の際には地主の内諾を受け、さらに計画図面ができたら用地買収前に地主に改良および舗装計画の説明をしてほしい。

▼答
今後、事業実施地区はそのようになります。

▼問(同)
大谷入口のガードレールが内側寄り幅員が狭くなっている。外寄りに補修してほしい。

▼答
現場を調査して外寄りに補正できるようにであれば処置します。

▼問(鶴野内)
あさしろ溜池の補修をしたいが助成のある制度事業はないか。

▼答
土地改良事業のなかで県単独事業のうち「かんがい排水事業」があり、補助率は三〇%です。

このほか、「老朽ため池の補強」などの事業もあります。ただし受益面積が五ヘクタール以上で、補助率は国が五〇%、県の補助率は未定です。

▼問(迫野内)
生コンクリート舗装の町道に事業のためショベルトラクターを搬入したいが重量制限がしてあり入れられない。どうかならないか。

▼答
生コンクリート舗装の上に敷物をして自走するか搬送車により搬入する方法がありますが、路面を破損した場合は原因者負担で原形復旧してもらうこととなります。

▼問(同)
町道改良の測量時点で個人が構造物を施設している箇所は協議して測量してもらえないか。

▼答
そのようになります。

▼問(同)
川崎ノ一谷線の改良延長は約一、五〇〇mで十月中旬に工事入札をする予定です。また、夜名番までの路面整備はたちらに行ないます。

▼問(同)
生活関連道舗装で二戸の所はどうするの。

▼答
議会と協議中で、一戸に通ずる生活道舗装については九月定例議会以後に結論をだすこととなります。

▼問(越表)
県道延岡ノ西都線のハッ山橋から後藤昇氏宅前までは冬期に凍結し危険である。日向土木事務所に処置を要請してほしい。

▼答
そのように連絡します。

▼問(同)
つづら内町道のカーブミラー設置と、つづら内町道生コンクリート舗装のクラック個所の補修を願いたい。

▼答
カーブミラー設置は五十三年以降処理し、クラック個所の補修は近いうちに実施します。

▼問(下渡川)
町道越表ノ下渡川線改良工事は五十三年度貫通する計画か。

▼答
計画はそのようになっていますが、なるべく計画のとおり実行する考えです。

地内ノ河原線の舗装の継続は人家の所を先にしてもらえないか。

▼答
改良の完了した路線のなかで、人家がある所を優先して舗装します。

▼問(同)
県道八重原ノ延岡線未供用地区だった人家寄りの坂部分の路面土砂が流失しているので、舗装をしてもらうよう県に要望してほしい。

▼答
この路線には舗装予算がついている旨日向土木事務所から連絡を受けているので、その箇所は今年度中に舗装ができると思います。

▼問(八重原)
町道認定基準を説明してほしい。

▼答
一、集落(おおむね戸数三戸、人口一〇人以上)と密接な関係があり、国県町道に直接連絡する道路であること。

二、路線の延長がおおむね一〇〇m以上であること。

三、路線の幅員がおおむね三m以上であり、普通自動車の通行可能な道路であること。

四、道路敷地が町道としてただちに登録のできる条件を備えているものであること。

五、原則として生コンクリート舗装以上の整備がなされている道路であること。

▼問(羽坂)
町道井尻ノ小長野線の起点からの改良計画はどうなっているか。

▼答
地区から陳情がなされ議会で採択されていますが、町道全体のなかで車が通行できず改良を必要とする箇所があり、今すぐ改良するという事はできませんが、順次計画をたてて改良するのならばお待ちください。

▼答
地区から陳情がなされ議会で採択されていますが、町道全体のなかで車が通行できず改良を必要とする箇所があり、今すぐ改良するという事はできませんが、順次計画をたてて改良するのならばお待ちください。

▼問(同)
県道人吉ノ日向線の羽坂(にの瀬)の県道に添っている中川原用水路対策はどうしたらよいか。

▼答
日向土木事務所でのその箇所の県道部分改良の計画があり、県道改良と併せ用水改修も受益者と協議し処置したい旨連絡を受けています。

▼問(同)
町道羽坂ノ深瀬線と井尻ノ小長野線の接点附近が冬期に凍結して危険である。すべり止めはできないか。

▼答
そのように処置します。

▼問(同)
下深瀬の農道開設と住家一戸がある生活関連道の生コンクリート舗装は同一事業ではできないか。

▼答
同一事業ではできません。

▼問(仲深)
生活関連道で二戸以上の所は資材補助により舗装できたが、一戸の所は何%か負担ということ舗装できないか。

▼答
現在、議会とそのことを協議中です。

▼問(同)
西林農免道路計画を説明してほしい。

▼答
現在、議会とそのことを協議中です。

なるほど
これは危険だ



▼答
牧水農免道路終点から赤松橋まで農地、原野、山林、飼料畑を通過する二、一八五mを採択申請をして現在県と協議中です。

十月から十一月に九州農政局と協議予定であり、この協議で採択されることになれば県代行事業で昭和五十三年度から実施されることとなります。

農林課関係

▼問(寺迫) プロイラー飼育計画が拡大されているが今後の見通しはどうか。

▼答 二百カイリ漁業協定による蛋白質資源不足を補うものとして将来の見通しもあり、各商社の契約進出がみられます。

▼問(同) 庭田食鶏団地が会計検査の指摘をうけたとき、経過はどうか。

▼答 実施設計、出来高設計に違いがあり、出来高については補助対象事業以外の事業まで行なわれ実質的には総事業費を上廻る事業費となっています。

▼問(同) 検査の結果、敷地等の欠陥があり、補強工事をするよう指摘をうけています。

▼問(同) 和牛の振興上、優良素牛の索留が必要であり、他町村では保留奨励金がだされている。

▼答 また、授精料など非常に高い生産者の負担を軽減するための改善方法はないか。

▼問(同) 畜産振興上、素牛の改良は必須の条件であるが、他作物との関係

もあり現在助成については考えていません。

また、授精料も他地域に比べ必ずしも安いとはいえず、生産者の負担軽減を考え関係機関との検討を進めています。

▼問(同) プロイラー飼育者が拡大の方向にあるが、技術員の雇用により指導強化はできないか。

▼答 技術員の雇用は現在のところ考えていません。現況からみて各商社が混合しているため防疫の面など種々問題があります。今後、防疫対策の面からも農協等とも協議し商社間の指導などを調整していきます。

▼問(福瀬)

間溝地区に農道の新設を願いたい。

▼答 地域農政特別対策事業の指定を五十三年度にうける予定ですが、圃場整備を兼ね農道、用水路など一連の事業ができますので、その時点で計画をされ申請するようにおすすめします。

▼問(迫野内) 畜産の振興上、町の振興会では

間溝地区に農道の新設を願いたい。

▼問(迫野内・坪谷・越表) 圃場整備を希望する場合、どのような措置があるか。

▼答 農村総合整備モデル事業計画地域外の地区については、県営圃場整備事業、地域農政特別対策事業があり、各種制度事業で計画し事業をすすめます。

▼問(羽坂) 今年度予算に白葉枯病対策について予算化しよう依頼したが、どのようにしているのか。

▼答 昭和五十三年度予算編成時に検討しましたが予算の計上はしていません。



区長さんの説明をきく町長

(7) 町報とうごう

▼問(同) 日向地区施肥防除協議会で普及所の指導のもとに「稲作ごよみ」を作成し配付しており、それに適応したものの、病害虫に効果のあるものを使用していますが、使用量など適正に使用して効果をあげ

▼問(同) 共同墓地の設置はできないか。

▼問(同) 胃がん検診、婦人検診を寺迫でも実施してほしい。

▼問(同) 計画している葬祭センターの施設は、無煙、無臭の近代施設であり公害の心配はないと思われ

▼問(同) 実態把握の困難な問題ですが現実にあると思われるので、現場を発見したときは注意するなり、車のナンバーなどを役場に連絡してください。

住民課関係

▼問(同) 仔牛生産についての経費負担が他郡に比べ高額であり検討しています。さらに郡畜産連合会についても困難な問題があり、市場の統合なども検討中です。

▼問(同) 共同墓地の設置はできないか。

▼問(同) 胃がん検診、婦人検診を寺迫でも実施してほしい。

▼問(同) 計画している葬祭センターの施設は、無煙、無臭の近代施設であり公害の心配はないと思われ

▼問(同) 実態把握の困難な問題ですが現実にあると思われるので、現場を発見したときは注意するなり、車のナンバーなどを役場に連絡してください。

▼問(同) 山林面積は全体面積の八五%を占め、農林家の経済も山林所得で占める割合が大きく、町政においても森林行政を重点に農林業振興施策をたてています。

▼問(同) 補助基準を1m当り従来の九百円から一割アップして九百九十円とし、100m間隔に横断溝を設置することとしました。

▼問(同) 近年の生活環境の変化は衛生的合理的、快適さを求める一般の風潮は当然ですが、そのために自然環境が破壊されてはなりません。

▼問(同) 本町の保育所は、へき地保育所として鶴野内、坪谷それぞれ保育二名の定数になっています。

▼問(同) ゴミ処理の収集場所の新設と不燃ゴミの収集回数をややしてもらえないか。

▼問(同) 山林面積は全体面積の八五%を占め、農林家の経済も山林所得で占める割合が大きく、町政においても森林行政を重点に農林業振興施策をたてています。

▼問(同) 補助基準を1m当り従来の九百円から一割アップして九百九十円とし、100m間隔に横断溝を設置することとしました。

▼問(同) 近年の生活環境の変化は衛生的合理的、快適さを求める一般の風潮は当然ですが、そのために自然環境が破壊されてはなりません。

▼問(同) 本町の保育所は、へき地保育所として鶴野内、坪谷それぞれ保育二名の定数になっています。

▼問(同) ゴミ処理の収集場所の新設と不燃ゴミの収集回数をややしてもらえないか。

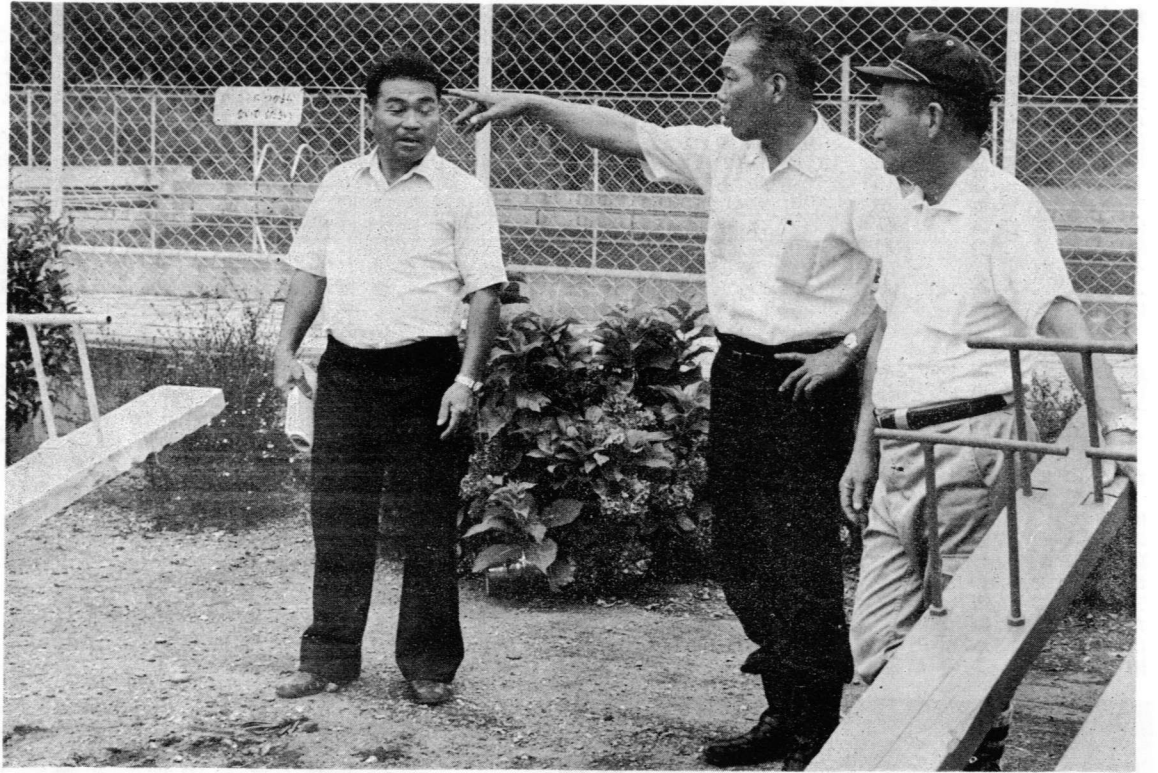
▼問(同) 山林面積は全体面積の八五%を占め、農林家の経済も山林所得で占める割合が大きく、町政においても森林行政を重点に農林業振興施策をたてています。

▼問(同) 補助基準を1m当り従来の九百円から一割アップして九百九十円とし、100m間隔に横断溝を設置することとしました。

▼問(同) 近年の生活環境の変化は衛生的合理的、快適さを求める一般の風潮は当然ですが、そのために自然環境が破壊されてはなりません。

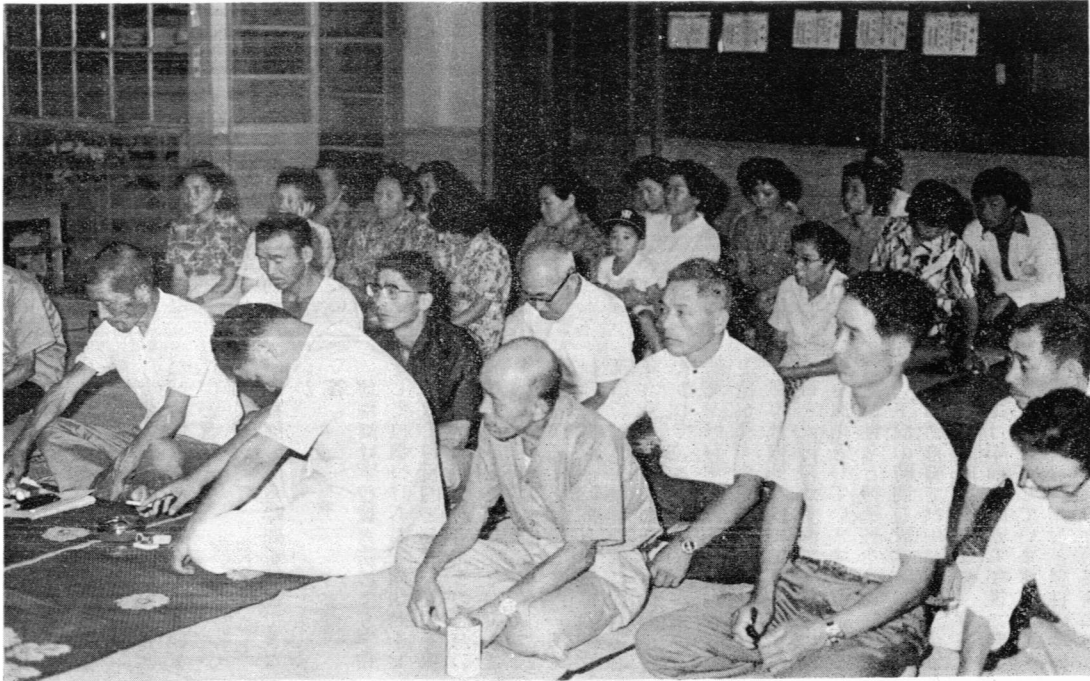
▼問(同) 本町の保育所は、へき地保育所として鶴野内、坪谷それぞれ保育二名の定数になっています。

▼問(同) ゴミ処理の収集場所の新設と不燃ゴミの収集回数をややしてもらえないか。



あそこあたりから……

町長の町政概要説明



熱心に説明をきく出席者

教育委員会関係

▼問(寺迫・小野田・田野) 人づくり運動の成果とこの運動にとり組む役場職員の姿勢について伺いたい

▼答 昭和五十一年度県に県の委託事業として指定を受けた「あすをきずく人づくり運動」は、町民が自主的に選んで決定した実践項目(1)時間を守り集会にはすすんで参加しよう(2)郷土を愛し花いっぱい運動をすすめよう(3)祝祭日には国旗を掲げよう(4)すすんであいつをしましようの四つの事項について町民一体となって推進したところです。

その成果を尺度で測ることは困難ですが、例えば本年度の町政懇談会が指定の開会時刻にはきちんと開会されていること(全区とも指定時刻に開会された)、出席者数が多いこと(これまでの最高四九八人、本年度五三〇人を記録した)をみてもその運動の成果がうかがわれます。

また、祝祭日の国旗掲揚については、全戸の掲揚は見られないにしても県内各市町村に比較するとその数は断然多いと思いますし、花いっぱい運動、あいつについて定着しつつあります。もちろんこの運動が一年や二年で定着し、全ての人々に実践され

ることは困難ですが、古くから伝わってきた価値ある伝統と美風はいつまでも残して次の世代に贈りどけなければならぬと思います。昨年一年間の運動を基調として今後もねばり強く運動を続けていくために、本年度は町指定の人づくりモデル公民館として寺迫、鶴野内両公民館を指定して協力をお願いします。

▼問(福瀬・鶴野内・田野) 学校給食共同調理場の設置については設置当時その是非について相当論議されたが、現在の状況について伺いたい。

▼答 昭和五十一年度の本町の学校給食費(保護者負担)は小学校月額二、五〇〇円、中学校月額三、〇〇〇円で県内では最高額でした。このため、現状のまま各学校単位の給食調理を続けるとさらに給食費の増高は避けられないし、安くて栄養豊富な学校給食が保健衛生管理の十分な環境のなかで調理されることを必須条件としていたためこの対策が望まれていました

たまたま四十九年に改築された東郷中の調理場で八〇〇人程度の調理が可能であることが判明したので、東郷小・中学校、坪谷小・中学校、福瀬小の五校、三施設で実施していた調理場を五十一年九月から統合したわけです。このため五十一年度決算の状況は、収入金二千三百七十三万六千六百三十五円、支出金二千三百七十三万四千九百三十八円、差引き残金千六百九十七円となりましたが、支出金のうちには共同調理場によって生じた余剰金を児童生徒に還付した二百六十一万二千二百四十四円(長期欠食児童生徒への還付金五万四千四百四十四円、全児童生徒一人当りの還付金小学校二千九百八十円、中学校三千四百七十円)が含まれていますので、共同調理場の設置によって児童生徒一人当り一ヶ月分以上の経費が節約されたという結果になりました。

▼問(小野田) 冠婚葬祭の簡素化についてのどのようになっているか。

▼答 冠婚葬祭とは、結婚式披露宴、誕生祝い、節句、上棟式、竣工式、新築祝い、葬儀、法事、病氣見舞

いなどを総称していわれる言葉だと考えますが、これらのことは古来から祖先伝来私たちの生活のなかに大切な行事として、また慣習としてとけ込んだ美風であり、単に精神運動や呼びかけではなかなか改善できないむつかしい要素をもっての思っています。

新生活運動などの種の運動が過去しばしば提唱され推進されてきたにもかかわらずいまだにこの運動が定着せず、常に社会問題として論議されている現状からみても充分推察いただけると思えます。県内各市町村ともこの対策には真剣に取り組んでおり、例えば、結婚式場を公民館に設置し、祝儀も一律三千元の会費制にするなど新しい試みも新聞などで紹介されていますが、本町は日向市にも近くホテル、旅館などで行なう方が省けること、また町内同士の縁組は極くわずかであることなど、本町の地理的な条件もあって他市町村の例をそのまま取り入れることには少し問題があるようです。私たちをとりまく生活環境は、日一日と厳しさを増しています。周囲の生活を見直さずに高度経済成長の夢をいつまでも見つけたいは経済的な破綻をきたす結果にもなりかねません。人ごとでなく自分自身の切実な問題として改めて自覚していただきたいと思えます。

今後は地域全体の問題として全

体の理解を深めていくために公民館、婦人会、青年団などの団体を中心にあくまで住民運動として進めていく必要を痛感しています。今までの運動のあり方を反省しながら根本的な対策を講じていきたいと考えます。

▼問(迫野内)

幼稚園の保育時間を延長できないか。

▼答

幼稚園は学校教育法により学校として位置づけられ、同法七十七条にはその目的として、幼児を保育し適当な環境を与えその心身の発達を助長すると規定されています。従って年間の保育日数は二二〇日を下回すことはできず、一日の保育時間も四時間と定められ、文部省の定めた教育要領に従って心身の発達に応じた一定の教育が行なわれているため、保育に欠ける幼児を保育する保育園とは設置の主旨が違っています。

都市部の幼稚園でご承知のようにほとんどの幼稚園は午前中の保育を原則としていますが、本町では地域性など特殊性を考慮して保育園、下園の時間を設定しています。東郷幼稚園では午前八時三十分から午後三時二十分まで、坪谷幼稚園では午前八時から午後二時二十分まで保育していますが、教材教具の準備、研究など翌日の準備もしなければならぬ実情にありこれ以上の保育時間延長は困難です。

▼問(仲深)

学校予算が少なくて学校教育に支障があるときいていて実情をうかがいたい。

▼答

本年度の教育費予算は一億八千六百三十四万三千円、町予算の一四・四%になります。

このうち小学校費五千六百四十四万九千円、中学校費六千六百九十一万一千円であり申し分のない充分な予算であるとはいえないにしても、各学校長等の意見要望も充分聴取して計上しているつもりです。ちなみに隣接町村の中学校の学費と教育振興費の合計額を生徒一人当たりで対比すると次のようになります。

- A町 二万六千二百八十七円
- B町 五万五千三百九十八円
- C町 四万七千八百七十九円
- D村 五万一千七百四十四円
- E村 五万九千三百九十八円
- F村 五万二千円
- 本町 八万七千九百五十円

資料でみる限り本町の学校予算が少ない額であるとは考えていません。

なお、学校教育の充実をはかるためにはさらに検討しなければならぬ面もありますので、学校当局とも充分連携しながら本町教育の振興に努力していきたいと考えています。

▼問(坪谷)

坪谷小学校に水泳プールを設置してもらいたい。

▼答

水泳は保健体育の正課にもなっているその指導上必要な施設であり検討は進めています。財政的に他の教育施設との関連もあってまだ具体的な計画はたてていません。

農業委員会関係

▼問(迫野内)

当然加入被保険者として農業者年金に加入しているが農地の名義人は父である。聞くとところによることのような者は資格がないというところであるがどのようにしているのか年金のしくみについて説明していただきたい。

▼答

農業者年金は、一定の要件を満たす農業者を被保険者とし、被保険者が老令に達して経営移譲した場合に保険料を納めた期間に応じた経営移譲年金を六十歳から(その後)に経営移譲したときはそのときから)支給するとともに、六十五歳以後は六十五歳になるまでの間の十分の一の額の経営移譲年金に加えて農業者老令年金を支給する(農業者老令年金は経営移譲の有無にかかわらず支給する)事業です。次に加入者資格要件は

- ①国民年金の被保険者
- ②大正五年一月二日以降に生れた者
- ③六十歳に達する月の前月までの

ただ、農村総合整備モデル事業の一環として実施する農村環境改善センター整備事業の附帯施設として児童プールの建設を予定していますのでこの事業と合せて検討を進めます。

被保険者期間等が二十年以上となる者(ただし、制度発足当初は、資格期間短縮措置があり、年令に応じ五十九年)

つぎに個別資格要件では、当然加入被保険者と任意加入被保険者の二種類があり、当然加入被保険者は、農業経営主であり経営面積が五十アール以上の者

任意加入被保険者は、つぎのいずれかに該当する人です。

- ①農業経営主であり経営面積が三十アール以上五十アール未満の者
 - ②農業生産法人の構成員で常時従事者であり法人分の構成面積と当該者の経営面積が五十アール以上の者
 - ③五十アール以上の農業経営主の直系卑属のうち一人について当該経営者が指定した者で、農業従事経験が三年以上の者(後継者)
- あなたは、当然加入被保険者ではなく、この後継者ですから種別変更の届出をすれば資格は失われません。